

合衆國政治小學

福岡第一師範學校
(學校圖書)

登	錄	第	號
社會科學門 政治部			
編	記	政	學
目	次	項	次
全	冊	內	第
分	類	第	號
卷	類	3	370

T1A1

23

U 89

合衆國政治小學初篇卷之三

瓜生三寅

譯述

合衆國各州の政治下篇

第十七章 裁判局並下等裁判所の事
一州内政廳の立法局施政局の立て方法令の作り
方及び其施ノ方並よ郡縣事務の取扱其諸役輩
の權力職分等を既よ論了り多々は是れより裁
判局の事を載せ裁判諸役の權力職分並よ裁判取
扱ひノ事よ論ト及ぶんと次夫れ罪科の件々箇
條を定矣四教ノ為タヨ其互ひの習俗及び交際す

附きて理^りと明らかし其賞罰と決する諸法令を作^つる則ち立法局の任を負ひ此既に第八章より論^るトなることく能く法令を心得て罪人の犯^{したま}る法令ハ孰れの法令なりやと決^す罪^{つみ}刑^{けい}との輕重如何を定め其決^す死^しを以て之を實地^{じじ}に行^はむるの權力職掌^{そくぢやう}ハ宜^うしく別^{べつ}其一局行^はりて專^{せん}一^{ひと}之れを司^{つか}め^ましきり若^わく政府^{じふ}争^{あらわ}ひを明決^{めい}し曲直^{くじき}を判^はく州法^{しゆぽ}隨^{つづ}いて其罪^{つみ}と刑^{けい}を定^すめ^まるの權力^{けんりょく}を具^{そな}へどんば未^だた必^ひらに十全^{じゅぜん}の政府^{じふ}くハツベニラモ若^わく人民^{じんみん}をして各^{かく}禮^{れい}

自決自判^{じけいじはん}にて屈^くを伸^のべ害^をを償^へ一^{ひと}を怨^{うらみ}ハ他人の通^と義^ぎを損^{そん}する場合^{はん}も至^つべ^一故^{ゆゑ}其曲直^{くじき}裁判^{さいばん}を慥^ざすして萬民^{まんみん}をして鼓腹^{こふく}を得^えせしむる^るを屈^く害^をと償^へのひ罪咎^{つみ}を刑^{けい}する役所^を設^てけ置^くく^る若^くハ^なく且^つ罪咎^{つみ}諸^{しよ}惡^おを^もあるもの^を皆^{みな}悉^く公^の糺^く問^を免^めれぬ^ま取り定^めて州中^を一人^も叱^けり^ま不正不義^{ふせいふぎ}被害^を蒙^るざ^ましむ^るを第一と^て故^{ゆゑ}法府^の明^{めい}斷^{だん}を仰^{あお}ぐんとする者^が為^めめ^る便利^を謀^{めぐら}り各^{くわく}縣^{けい}每^{まい}裁^{さい}判^{ばん}所^を設^てく此等^ハ最も下等^の裁^{さい}判^{ばん}所^をして之^を下等^{裁^{さい}判^{ばん}所^と名^めく}

下等裁判役よりて之れを司とる此役ハ諸州大抵
諸縣の人民にて撰舉^{せんき}するより之れを下等と名く
る訟ハ至輕の訴訟罪過を取り捌き最少の過料の
みを願ひ出づべき局ぢれきなり下等裁判役ハ諸
縣中にて撰舉さる者有きとも其裁判の權力ハ
郡中尽く行渡るも由て其郡中何れの土地より起
る公事^{じゆ}とても又た其郡中他の諸縣中より住む人
の間より起くる公事よりも吟味^{げきみ}糺問^{くみ}する權力有
るなり下等裁判役^{じやくさい}ハ取捌き方ハ通例州法中より取
極め置くをり又た茲^{しこ}訴へ出づべき金高とも

於て糺問^{くみ}に罪科^{ざい}の品^{ひん}を定め置くをり州より
て訴訟^{しゆそう}の金高五十ドル^よ越へざる公事の
限^ぎもあらず先づ大抵ハ百ドル^よ又たゞ其
余の金高の訴訟^{しゆそう}も取り捌き致^{いた}をあり公事より
り或^も害^を受けある償^ふひ又あへ借貸^{けう}の事より
就^て金銀^{きんぎん}よ関する訴訟^{しゆそう}をば之種^{しき}と民法^{みんぽう}の公事ト
と名^なけ罪又ある咎^{くわい}のある人を糺問^{くみ}の為^めの公事ト
す^も之れを刑法^{けいほ}の公事と云ふ都^つて罪といひ咎^{くわい}と
す^も元と同様の事をされど是^{これ}は追^おの唱^き來^るりよ^う咎^{くわい}
いへん軽^きき罪科^{ざい}よ^うて之れを刑^{けい}をも^う過料^{くわい}を入^るハ

郡の獄屋を繫ぐ迄まで州獄を繫ぐぬ者あり公事と訴訟を起して法府の明断を仰くことより訴へ出づる方を訴人と云ひ訴へらる方を公事の相手といふ公事糾問の仕方ハ諸州大抵同様なり今ま一例を擧げて下等裁判局にて常駐の民法公事の捌き方を證そべ先づ訴人の願ひより下等裁判役差紙を認めて其縣の目附役へ送る州よりて其郡中何れの目附へ送りても手札を扱て之れを以て其目附役公事の相手へ何の何某訴人にて何夫の訴へ之れらる付何日何時裁判

局へ罷出訴人と對決いあそべき旨命をうやう申一送くるなり目附之れを受取りて相手へ讀聞られ其願ひりそ其寫しを遣ひそべ一若ト相手留守にて遇ひらぬとせば其寫しを年輩の家族共よ渡して其住所を残し置くなり扱て相手へ直申ト聞けあると寫しにて申付をうそ次第と其日附とを裏書にて糾問の刻限迄差紙を裁判所へ返そなう若し寫しを遣り置きあ生ども其刻限迄て相手出頭せざる事なれば新規より差紙を出すがる双方とも本人自ら出つるもり又

公事師とつゝ者を頼みあ對決する事とあり公事師とそ公然よ人の委任を受け其人より代りて其事務を取扱ふものせ称あり双方出頭するどきに訴人の訴訟したる事實を明辨し其相手へ又た之れより反して己れが理論を辨し以て訴人の願ひを壓伏せんとして各其意存と述ふる之れを双方の對決と名く双方既に吟味を受くる用意齊のふときを裁判役其對決の吟味つかかるなり若し其証人出席之れをきときの公事ハ他日より延びをなり双方各其願いあると在り裁判役より証人召狀

を出立て証人の出席を命ぜ裁判役双方に証拠
を吟味して法令と正理より隨て理非曲直を決断する
れを裁判役の判断と云ふ下等裁判役の判断する
金高より別途費用を加へ公事の諸入用を負けた
る方より拂そむ其費用との裁判役目附並に証
人へ拂ふべき役金なり若し吟味の節まで至り相手
れ出頭之をさせばの裁判役訴人の方と証人の
証拠を吟味して公事を決を下す若し又あれば出
の節訴人の方出頭せざるとときは裁判役之れを公
事取消と判断するなり裁判役判断の前まことに何

時をりとも訴人の方より公事を願ひ下りるゝことを得べ。然る事は亦公事取消と見るこあり都て公事取消となる。或い何も証をき公事するときを訴人の方を負けとて入費を拂ふ。もしも在り但一借財の事は就ては其借主無事は判断又承伏されば已きと公事は費用を免るゝを。其借主貸主の申合は承伏したる由を告り裁判役其通りは判斷するを得心まるを。をり川よりての承伏得心は趣す。書面は認を借主をして調

印せしむるを以り

第十八章 立合役吟味。品物取揚。品物封附。

越訴並み罪人召捕の事

凡て裁判の權は只る裁判役や下等裁判役計りふて専轄するのみであつて訴人外相手を裁判役のみ吟味は任せていはる。其決断又心服もといふ訳はゆるねのよて多少不安心よを思ふ事あるが故に諸州皆な國律は定め置いて誰もても立合役の吟味を請ふべき通義らるものと此通義の英國までを數百年來用ひ。所よりて我が合

衆國人を元と此國より來り者、ゆ一此通義の我國とも已てよ其時代より之れありたり立合役とハ刑法も隨ふて身分を定めテ撰舉ト盟て下の爲ミ公事の事實次第を吟味ト其確証を認めて其情實の相違を處を論辨する連中れとせり其實証主論ト寃屈を伸ふることを立合の直辨と名く一下等裁判局の立今ハ諸州大抵六人あり成り其上の局の立合ハ十二人なり此等ハ皆を永代の地主あらんことを要を之れを撰舉する仕方、州よりてい同トうノを公事の對決既々畢りて双

方各其意存を述へおきり既ニ其証拠吟味の時又及んでキ双方各立合の出席吟味を請ふとを得べ然る少許ハ裁判役より立合呼出狀を出ざして目附一命一定が通り小身分此備りたる相當の人数を出席セリメテ公事吟味の立合役ナリム立合役既ニ双方の証拠議論を聞き畢りテ後を目附役誓言を立て立合役を預ク便利の場所の連れ行きて之れを守護ト立合役一統一致乃直辨既ニ定まる又ハ裁判役より退席申附けふことある迄ニ裁判役ヲ差圖乃外ハ別ニ飲食を免さむ

且つ其間を誰も立合役と説話をさるを禁し又
夫目附役とても一紳直辨一致せしやと尋ねる外
の裁判役の差圖なくては此輩も言を通さるを許
さず立合役は必ず一紳其說其辨一致同意する
をと要を既に一致するやうに目附の守護より公
堂へ帰り其直辨の次第を裁判役へ通じ裁判役其
立合せ承見よ隨て判断を為を若し其時刻程歴し
も一致の直辨定まらず議論同意なくさるときハ
裁判役此輩ふ退席を命じ新子立合呼出狀を出を
なむ但し公事の双方一致しておらずを裁判役の

断決は任せんといひ別々立合役を呼出され
なり法令は於て定め置まるる時日の中は判断済
の金高を差出され於ても下等裁判役品物取揚
狀を出し目附役をして其高を取り集め或へ借主
の家財諸品を取揚り賣拂ふて後其刻限迄は返命
せしむ家財諸品とハ持運の出來る私有品にて
家屋鋪の類を除いて其余の品をりよをり若し
其金子取り集めざれどさへ不充分せば併せて取
揚狀を返納するなり若し目附役不忠みて取揚狀
中よりたる差圖を背きたることあるを其金高

ハ目附役と其保証人より拂へ一むべ一貧民の為
小ハ諸州皆なに恤の法令を立て必用の家什衣服
卧床職業仕器械諸具はとき諸品ハ取揚ひ賣拂ふ
く少くも留めて其家族乃使用又任となり奴又さ
古昔ハ其償ひ出來ざる借主ハ入牢せしむる常例
行へれども令ハ過料刑罰の時此外此事全く
く廢止せり

以上論を下等裁判局又於て尋常公事取
捌され手順まども其外公事ヲ模様よりみて
色々の法もあるなり品物封附状の法即ち其一を

り品物封附状と名借主此資財を押へ吟味済みて
判断畢る迄留め置き一むる命令狀なり是ハ借主
身と懸けて對決の席へ出つるを避けんとする恐
然るう其私有品又己身と他郷ふ移さんと
見る模様あるう其貸主と欺くやう此氣色之らを
と疑ふべき筋ある趣きの訴人より願ひたると
此法と用ひるなり借主留守なるゝ身と懸けた
るうのとき縣目附封附状の写と封附りゆる品
物の目録とと其者の住居よ留め置き若一其郡内
に一も住居と持たぬときは其私有品と取持いた

ていたる人へ写一と目録を渡一と置くべ一着一
吟味乃日小至りて借主出頭せざるとさへ訴人已
れが願ひを通一と判断と請受け而して封附の品
物は取揚の状を出を至り

双方各下等裁判局の判断よ心服せも一と尚上局
の吟味と請ふと在ハ之を越訴とシム越訴したる
方と越訴人といひ其對敵と越訴の相手と名く
下等裁判役の職務中よて殊々大切をる事ハ罪
り咎らる人と捕へて糺問をるふゆり是れ即ち刑
法の公事より尋常罪人と名ける程の重き罪科と

糺問する權へなれども箇様なる罪ある者と捕
へ一めて糺問より、るやうみることへ出來る
より罪を犯せる人らると知る又され夫と疑ふ
ときを誰よても之と裁判役、下等裁判役へ訴へ
出つべ一裁判役此訴人と能く穿鑿一誓言と為
一め若一証拠人所らを之とも穿鑿一愈相違を
と知らハ罪人を告捕状を出シ一罪人を捕へ來ら
じづ一訴人と其証據人と吟味一て次ヨ囚人と其
証據人と吟味をうち須なり其局よて裁判をべ
き程の罪をすば囚人の糺問みうるべ一但し其

願ひより立合の吟味と許る至つて若く其局は吟味する權を持たぬ程の罪をも其訴人と証據人へ命じ其罪人と糺問吟味をも權力ある一等上れ裁判所へ出で、訴へじ而して其囚人と受入へ預け置きてもよう一き罪をば其預人より他日召びば必らも罷出ざるを旨の証書を受取り若一預け置きゞる罪入なるゝ又い十分なる預り証書も之れをもとにして郡の獄屋に入れて糺問の時と待つむ但一第十九章より示せ得らうが先づ糺問の前より大立合役を以て一度ハ罪

人の取調へとどき事なり若く本糺問より前より罪人脱走の虞之なきとて前以て之を捕らへて穿鑿するハ不用の事なり訴人と其証據人を必らば他日呼出の節相違なく罷出つる由の證書と認め若く罷出ざるとき若干高の過料と拂ふべき旨と記し受人を以て之と交合づて罪人預かり人の證書も亦とは是と同様にて若く吟味の日より罷り出ざることを望通りの過料を出をづき由罪人相認め受人之と証をづけ

第十九章 下等裁判所以上の諸裁判所並

は大立合少立合役等の事

下等裁判局の直上の役所を郡裁判所と称する者
にて各郡每ふ一局宛之行り此局ハ通常一人の郡
裁判役より司どるなり其撰舉ハ郡の撰舉士の撰
むと多しと稀より立法局より撰舉するもの
又老職の差圖許容と歴て奉行にて撰舉する州も
あり又州よりてを裁判役の數一人たりぬも均
り又輪番裁判所の裁判役より司どる
も行りと申此役所より民法の公事ハ下等裁判
役の判断とするよ又其金高多き者と取扱ハ刑法

の公事ハ郡中にて犯したる輕き罪科と讞断する
なり下等裁判局より越訴にて移り來り一公事も
亦在此局より決断を然ると申い之と越訴の裁判
と爲まとひ都べて越訴よりて初めて持
り出一今も公事を捌くと申い之と初訴の裁判と
稱するなり諸州又た一州内より郡裁判所よりも次
第より高き裁判所二三ヶ所を立つ州よりて以て只
た一ヶ所のみなるも行り其名ハ州よりて同
く之に輪番裁判所上等裁判所最上裁判所越訴裁
判所の如き是より輪番役所と称する訣ハ一州と

裁判は都合よいたやう幾區とも分ち其分ちたる區
毎小一人又たん其余の裁判役と撰舉し其一區内
の各郡と順番より廻りて一郡毎よ一年一兩度宛も
役所と立つる故なり此役所ハ初訴も越訴も共ふ
判断をるも北よりて郡裁判所より来る越訴と取
捌き又郡裁判所よりも重き諸罪と糺問を都て諸
罪と糺問をる役所と時よりてを聽断の役所と名
く郡の裁判所も輪番の裁判所も皆を取捌きハ同
様の事なるが故よ各一局毎よ事情の決着と吟味
をる立合役と大立合役が々々てへあらぬ事ト

情の決着とハ借賊犯罪は關する事情を吟味し其
證據と探て決議となをと云ふ又法令の決といふ
こと立ち是ハ立合役より聞くる事まゝ裁判役の
行ふつゝ事よりて是よハ此法と當て彼よハ此法
と決斷をるといふ至り事情の決と吟味をる立合
役と大立合役と區別せんが爲めよ之と少立合役と
稱を小立合役ハ十二人より成り而一其直辭と立
れるよ於てキ十二人とも皆を一致せらんことと
要も大立合役と小立合役と撰舉の仕方ハ州法中
よ定め置くをり別よ奉職の者らり書各縣役よ裁

判と心得たる者數人と撰み其名と一人一枚の紙
を認を各縣每之と箱の内に入き置き縣廳書記
官之れを預かる州よりて各縣より其札と
各其郡の書記官へ送りて一箱中は納め置くも所
り檢裁判役所相聞くとて入用大の數と其箱中より
引き出し其引出したる名札の人々と呼出して
立合の役輩とハとのより大立合役の職分ハ郡中
にて犯したる罪と咎とと探索し誰よても愈罪を
犯したる証據分明なるとてハ其罪案と認めて其
人と糾問を以て裁判役所へ達するより大立合役

の人数ハ州よりて多少なり然一二十三人より
多く至十二人よと少くとも檢又人と糾問
よりくれば就て此人數皆を一致するより及ば
ぬを以て裁判所既に始まるに従て大立合役夫々掛
りの諸事ヲ案文必を確實と旨とせんと誓ふ爰
ふ按て裁判役各之ヲ掛りと命し其中一人頭取と
より訴人よりて某人の罪咎と訟へ出づれバ一々
之と聞き証人あうば能く之れと穿鑿一時宜より
て司法役の扶助差圖と請ふ愈其訴からせん人

と糺問よ拽くべく察せを書附み認定其罪と思ふ
丈と委鋪記載も之と罪案と名く頭取之と調印し
此案正よ誠なりと裏書ト始め之と認めたる立合
役之と裁判局へ持出をより若一其罪人未ざ捕つ
すトテクノ者をバ爰々於て之と捕うト糺問よ
拽くるなり第十八章と見るべく大立合役ハ罪と
糺問るとソレでもなく只か之を穿鑿もく丈の
ことトキバ中よき不用のシテと思ふ人もぢるべ
一矢去若一此役と欠クを腹悪一き者の諂言等よ
り罪をさ人も冤屈の難又陥いりて裁判所より引出

さを種々の難渋數々乃費用と受くること亦少
なうもさるべく大立合役と設くるハ此冤屈を
防ぐん為テ訴へ出ことる事實と穿鑿ト意を用ひ
て其真情を探り實よ確証らるるものよあくをんバ
口よへよ罪名を附くることを一合衆全國の國律
改正第五ヶ条よ云く非常の時の外を大立合役の
罪案に小行ふされを誰よても大罪又は他の不
廉恥の罪名と受くることを一と我が諸州の國律
民法も皆公則とり隨ふべき全國の國律中既よ此
のことく記載ト置ける程ト大立合役を設くるハ

實ふ必用の事と思ふより不廉恥の罪の意義へ然るに當時専ら議論よ右のと預け大立

第六章と見よ

合役を以て罪の有無輕重と探索するの必用なりといふは只も全國の裁判諸局の多く關して云々やなう敢て諸州とも之あざる所可也んがとくに是を以て近來ハ大立合役と廢さんと企はる州をりと半假令邪曲の人りて屢々無罪の人と訴へ出て非義不公平の証人りて其証拠を並べ立はるとも大立合役の前より之を穿鑿をるよりも因人の方に証拠入るゝを何時も裁

判役、下等裁判役の前より穿鑿をる方が却て本人の為より不用より糺問の面倒と受くることなく其費用もたゞ一と思へる故最上裁判所とハ通例輪番裁判所の直上の役所にて諸州大抵在此局と以て州内第一等の裁判局と此局の立方と其捌き方々模様の州乃異るふ隨ふて稍同うるがとくとも民法刑法兩様の公事よ通じて其初訴と越訴とよ論なく尽く之と決断する所於て諸州皆を同一唯だニヨーク其他二三の州のみ別よ之よりも高き一局と設けて越訴裁

判所と名け越訴の裁判のみと司どる組——其職分
へ最上裁判所より越訴——來ある公事と令一度穿
鑿を了迄のことある
郡裁判所輪番裁判所及び最上裁判所於て先づ
公事が始りへ差紙と出一て其郡の郡目附とて
其事と務と乞一ひるより此諸役所より出一たる罪
人召捕状品物取揚状杯も矢張り郡目附よて奉職
をることふり郡目附の此等の諸局よ於けること
猶縣目附北下等裁判局小於けるがこと其權力
職掌へ第十四章より示一置きをも

第二十章 正理裁判局遺書裁判局吏罪裁

判局の事

以上論じる外の諸裁判局を設くるふ就きハ民
の為よ善惡邪正明決を得るやうに種々の處置制
度ハ施一置けとも以上の諸役所にてハ其明断と
得があき公事訴訟も屢々之向るが故よ箇様なる
時よ當て能く其民の冤屈と伸んとて正理裁判局
と名けをも一局と設く都て法よ由て裁判をも尋
常の役所よて断決と得があくなる本へ双方とも
証拠人の在き時よよるなり然一正理と以て裁判

ある局は於てハ証據ありと云々双方にて誓言を以て實を吐うテむべし金を借りる者其借金の返済と避けんとて家賊金銀と懸したれど此局よ於ても是非とも之と差出させて家賊取揚の文面を皆済せしむべく又此者より借金ある者らバ之をして其金子を返済せしめを局へ上納せりもて元の貸主の不足を充つるとと得べテ又約定と違へんとする者ハ尋常の法令を以て裁判を役所にて唯だ償料を出させる夫の決断を得るのみ少とも此局は於てハ時よりても是非と

も其約定と踰まることを得べし又法令の裁
判所又於て曲直判断の糾問を得る迄ハ一人一身
よても数人の仲間又て偽計の所業と行ふんと
又ハ人の地面を奪ひ其他種々の害を犯さんとす
る者にわざと之を禁一て許さざることを得

昔ハ諸州とも此局と立る處半ば過ぎたり乍去
正理の裁判所と名けて別段又一箇の局と立つる
ことハ今ハ甚ざ稀れよて只ご二三の州よゐるの
ミゆにて正理又由て公事と捌くの權も多くの法

令と用ゆる尋常裁判所の裁判役と兼り持とせられ

正理の裁判へ法令の裁判とい公事の始より方同一
ううど訴人先つ訴訟の案文と認め相違之れなき
趣き自ら誓ひと作を但し其案文の中より相手と
呼び出一誓言の上より返答いたと參じ此趣きの
願ひとも記し置き其局の書記官へ托し書記差紙
と出一て相手へ某日出頭いぬとべき旨命ぜ一む
扱當日より至れり只も訴人の訴と相手の答乃みよ
て糺問吟味と為一或ハ証拠人等々双方とも之

と差出さ一公事師と一ある其公事と論議せ
そ局にて其決を定め以て之れと實地より施され

べ一又爰より其模様尋常の法局と同トうする一局
なり之を遺書裁判役一人たりて死一たる者の遺書
と設く遺書裁判役一人たりて死一たる者の遺書
を証一遺物の配當を定ひ遺書と死後私有品の
分配は就きて存生の間より認め置まこと書附りが

別より一州毎より吏罪裁判所と名くるよりあり是より

全く常例法の裁判所より行ひて吏罪と判されん爲ふ老職の集りたるとその名なり吏罪といふ官吏其職掌よ於て不正の行と爲たる時の罪を假令バ奉行賄賂の爲ふ一新法と許容調印するう裁判役賄賂又ハ其他も求むるやうりて不正の取捌きせし等のこゝに扱其官員の罪と申立つる權ハ代議士の局よりて其罪名と負せられる官吏と糾問する權ハ老職の局よりて是れ國律も定め置く所なし此風習を英國より傳來せりより英國よてハ吏罪と申立つるハ下院よ一て上

院と以て吏罪裁判の上局と爲もより吏罪取調の時代議士の局ノ所作ハ大立合役尋常の法局小於て務むる吏と同様なり訴へりて代議士の局へ訴へ出づる時を其局にて之と穿鑿其日出席の八數過半の眼より罪状判然と証拠と見認ひるよりば罪案と認めて之と老職の局へ送る之と吏罪の箇條書と名く州よりてハ當時在職の代議士全員の過半よて同意ならんと要あるをより爰よ於て老職の上空老職と集めて一局と起一犯罪の官吏と其公事名代人と呼べて一々其罪案と

返答せ一老職の輩必も其証拠よりて誠實よ
其罪と吟味決断いきにべき旨と誓ひ而一て其紀
問の日と定む爰よ於て代議士の局にて通常其同
僚中より糺問事務ヲ取扱拭りと撰むより但一其
事務の手續へ尋常の裁判所に於ける如一老職
ハ退ひて常の裁判局の立合役のとぞ分別勘考し
其日出席の三分の二又は在職全員の三分の二少
く愈罪とべき者と一致をもと記へ乃ち之と罰一
て其職を免一或は身分と下けて某の時間若くハ
生涯州内の職務を奉一されん者と一或を當職も

免一兼て身分を下げる事もあり此局にて言渡
と科の先づ右丈の事より若一其犯一そる箇条が
法局にて尚又取扱べき罪科なるときハ改めて下
等裁判局の吟味糺問刑罰もも掛けることあり裁
判攝りの諸官員と退くるよを立法局よりの申送
りよて奉行よて之を取扱ふこともあらず若一裁判
役の者其職のみ私と施一する疑あるう又ハ其職よ
當らざる見返りゆき誰よても之と立法局へ訴へ
出て立法局より其裁判役を呼び出一て其申聞き
と聞え兩局とも相當の人数よて退職さとゾ

致の見返さるとたゞ其職を免もづき次第道理と
認め奉行へ送る奉行之を尤もせ思ふとむれ乃
ち免職を申附くるなり此免職の仕方ハ州より
て之なき所も勿れ「ユーヨーク」其他二三の州よ
於てハ奉行へ通達せし立法局のミにて免職せ
じ既に此「ユーヨーク」州林にてハ裁判役の輕至
役人ハ却て奉行の方より申一而して老職にて之
と免もするなり又稀より官吏罪にてハ裁判役の免職
とあらぬ所もあり

第二十一章 運上割附並よ取集の事

都て政府とするものハ孰も其費用と支ゆ仕
組と立つる權がなくてはならぬなり政を致し
就きての入費より供する金銀ハ其州内より永世不朽
の歳入の湧き出づる源が何れば格別若し左
んと税銀の法より取立つるより外ま手段に之
をとふり税銀との運上のことを州用より供へん
為より居民の身体と私有品と割附たる金子なり之
と体と割附くるとき分頭税と名く頭割の運上
とりふことよて一人づゝの頭の上より抜けて割附
くる金高といふなり然れども人より貧富能不能

の分限たり然らに其分限と相應して公費と出で
を乞人たる者の道といふべり故より之れを
其私有品の上より割附くるときの運上の割附より更
よ正齊平等なることを得べ一故より我ガ合衆國より
ての分頭税と取立つると甚ざ僅のことより爰より
又と運上の掛らぬ品あり州郡縣の公用品兼て其
公用と取扱ふ家屋鋪囚獄教育院等並よ其地面學
校會議所及び其地所墓地其外學術教育よ關する
諸品是より但一鐵道為替受負製造其外出合金を
以て事業を作も會社組合の諸品へ矢張り一人一

人の所有品のことく運上ハづるなり所有品より
二の別あり不動品可動品是なり不動品とハ家産
のことよて地面及び其上より建てたる家生たる
艸木等のじとく持ち運びの出來ぬ品なり可動品
とハ私財のとよて家財道具商賣諸品金子並よ
貸附金等のじとく持ち運びの出來る諸品といふ
扱又人々の所有品へ運上どうくるハ各其價ひよ
應じて割附くべき筈のとの故先づ第一より運上の
うるべき品物より正當なる價を定ひるが肝要を
之づ為より運上割附方の役人縣中と巡歷して都

て運上と出とべき人の名列帳と作り其人々の死
有品と不動可動の別全く其正當の價と書留め之
と其攝りの郡の官吏一達と此郡の役人ハ各縣の
運上目録を作らしめて之と取立てしじることと
司どるなり州よりてハ運上と出をべき人々と
一て自ら其運上のうる死有品の目録を作ら
ひるも行り故に之を爲め預ト白紙の目録帳
と印刷して人々へ分ら置くより唯ど其價附の偽
りをうりしん為よ運上割附方一々經廻りて其
品其價一毫計も私をさよ誓言と爲シ一ひ分頭

税を取立つる州よりも法よりて一人宛て割附け
たる高を以て一々目録と認むるとなり

運上目録を作り出さんとるよハ先づ前よ一縣
毎より取立つづき運上の總高何程といふことと
知るべ一其總高とハ三通の高より成るより一よ
ハ昨一年中の縣の入費を拂ふべき高ニよハ郡の
入費又附きて縣よりの出と前三よハ州廳の費用
よ當つる用金の縣への割高是より州と郡との費用
用と諸縣へ割附くるよハ運上割附方よて取調べ
たる價ひに隨げひ各縣中の死有品の多寡よ應

て割合を立つるより州の勘定吟味役諸縣より郡内所有品の價附けの達しと受取り州費を割附くること之又由て各郡夫々の出前と定じ各郡又た此州用の出前と定じ各郡又天有品の價より比例して諸縣へ割附け此割附高は縣用の高と加へて各縣每と取立つき運上の總高とぞ此のことく毎縣運上の總高定まりて後俄りの役々とて運上目録を作らしめ人々の名前と其所有の價と記入同ト行ふ其人の運上出前と記置くア目録出來上るときハ其役々

よて證印し之と運上取集方の手に渡り兼て運上取立の令文と授く既と取立済むとさへ縣用の分大ハ之を受取り預るべき役人へ渡り州と郡の入用の分と郡の勘定役へ送り郡の勘定役州用の分と州の勘定役へ渡りて其残りを預り郡用と供ふ

第二十二章 教育の事並よ學校積金學校

等の事

政治の大主意ハ其下よ立つ人民とて益と安全より益幸福よをもみり是故よ政府よるものいへ民と保護し其生命と安んじ其活計と祐うよそ

一は法令と立て、巧みよ之と治術又施し専工夫と備へざると得ざるハ勿論、されども唯ざ之の三月小樂國福地」進ましむるやう良工夫と尽るゝを民俗と敦く一國風と美す。民とて日復と得ぞ夫れ國家の幸福と大いにせんと欲せば人民と教育をもつて如くハ至一是故我國民の有様と以て彼の教化と蒙らるゝ國人れ有様より較らべ見れど則ち明らかよ知るゝことを得べきなり蒙昧不學の人とて惰弱懶習放肆邪侈は至ひるの本源よりて學科教育の人とて心と樂し

更身と起立するの之をば民俗と美す。風化と敦くをるの大効り。又國民の安全幸福と大ひ小をれも不羈自由の政治よ過きたる者ハまつていへとゆ人民の教育行届くらすんぞ其民自づから治を自ら政をもとしふことい込も出來ぬものなり且つ全國の人民中其財力自ら能く其子弟を教へ獨り能く之を育もととと得るもの六世よ幾何々あるや官府棄て、之と顧みん。教育の道絶へて閑化地と拂ふべく至るづゝ而て尚不羈の善政と立てんとをも得べんぬ

故より此政治と確乎不拔とせんと欲せば宜之教育の道と起こそ、一教育盛んられど治法技術の人才陸續として輩出しきり故より我の諸州を皆人材教育の學校と設け貴賤貧富の別なく多く公費より少年子弟と教導せしむるなり

諸州學校の入費は只た其一分の州費と以て之を補い全く州費と仰ぐものへ唯た二三の州より過半の州よりては積金を備へ置き其利分を以て年々學校の入費より供するもやはり積金といふ都て商法其外諸の事業と起り附して出一合ふある元

金のとよて州の積金といふが政府の費用と補ひ又ハ堀割道普請等の公用小供へん繩より積み置く金銀及び都て州の所有品といふなり此積金の利分と其種々の上り高と總称にて歳入と名く學校の積金ハ政府所有の公田と其用より供つて施与の州もありて或ハ之を賣り或ハ之を貸して夫より上る年の高と以て學校積金の一一部分と或ハ學校積金へ不殘之と以て積み立て其利分と以て年々學校の費用と之と學田と云ふ若し其利分學校の費用より足らざると云ひ或ハ其一部或ハ全く別よ運上用

金と掛け又ハ州廳の寶庫ナリ之と補ふナリ我ノ新諸州ハ多く莫大の學校積金と備へテ其地多分ハ未だ人々へ賣拂シ合衆國大政府の所有ナリ一項より早く立法院にて一議と定め各縣每ニ第十六号の地面一區宛ハ必モ縣中の諸學校へ附与一て以て其費用充てたり第十六号の地とハ縣内の中央ヨル一區の地所ヨリ一て都テ我ノ諸縣ハ皆至三十六の基盤目ニ割りム者ナリ一号ニ二号と端より次第ニ數ふ我キ恰ト真中ハ第十六号となるナリ是又由テ此等の州ハ一州毎ニ三十六分一の地ハ此

の如ク學校の入用ニ宛てナリ但一其州内の大學校一死ニ附屬の用地ハ此外至リ唯其地面の大ハ諸小學の總附屬地子比モ較キ小ヨリ此地而ハ夫々の掛けの官員ナリテ之と支配一其所得と定法の主く用ニ供ス其上又合衆全國の大政府より若干の金と受取リ一事ナリテ大其諸州の學校積金ヲ高と増一たニ其訛ハ一千八百三十七年のことなり一ハ大政府の寶庫ヨ納ナリたゞ金子の高其政府の費用を拂ふて止尙三千万ドル程の金と餘ナリ是と以テ立法院の合議にて此餘計の

歳入と以て當時の各州へ分配して立法院よりへ用ひうて再び差出をやう命をも追ハ各其州にて之と貯へ置くべーと命一きり故よ立法院よて再び之と取上へを約束へ行きども既よ其時分に多分取立てざる見返至りて今日よ至りて其事始と確定のやう見ゆと以て諸州多くは此金と以て多分學校積金の用よ供へたり一なり故よ之と大政府配當の積金とも称を拔又州廳の寶庫より出しつべき分ハ通常之と州内の諸縣へ分配するふり各議此配當金と學費用金又ハ其學田

より上る金と合せ縣内と都合よれやう幾區の地方に分て其區中の何歳より何歳迄の子供の数を應じて每區より分配をるゝ又ハ法令の定むる所ちくべ其法ふ隨ふて配分をるるり若一此受取りをる金よて諸教官の給俸と渡を不足するといハ其不足より毎區より勘定助手を作り其學校へ差し出一置く子供の父兄等より取立つるなり

毎縣學校の為よ都合よれやう其地と相當の大の區々を分ち一區每よ一小學と設け之と區學と名く此學校ハ人民普通の積金よて相支へ普通の利

益の為より設け且つ其教める所ハ普通の學科のみをもと以て又た之と普通學校とも称せ之より一人又ハ其餘の長官と撰らんて校中の庶務と司ら一文書記一人と設けて校中の會議其外萬事の取扱と記されしも會計役一人と立て、其營繕の用金教官俸給の勘定功手等と取立てしむ學校役輩の内最上なる役ハ州内普通學監督にて或ハ之と教育監督とも名く監督ハ諸學校より関する諸連假令州内區より住する子弟の總數並小在學子弟の貢數教育費用の金高學校の總數一年中學校營繕

の費用其外普通學校の運為動靜千差萬別盡く之と總轄をもことと司さと若一州庫より送り出そ金子の配分と司さと役輩をとき之も亦人監督管轄にて諸郡へ割附り配當を立法律會議始まると如へ平日總轄にて取集めある事務諸件と自ら然るべくと勘考せし學校諸事の改革等と達し出づべし郡より亦一人の役人ありて州の教育監督より配分へたる金子と受取り之と郡内諸縣へ配分し郡中子弟輩の貢數と教育監督へ通達し其他法令中定むる事の職分と掌とする州より

よりてハ此役と設けねむらり然ることに其金ハ監督より直に諸縣へ割附け配當し諸達も縣より監督へ直に通じるなり又大縣よハ夫々の役輩りりて教官と驗し學校と見廻り學校用金と諸區の配分し區々子弟貢數目録と集め並ふ法のことく各事各件の明細と記して郡の役人又ハ州の教育監督へ送る等の事と分掌を州よりて各郡一員の役人又ハ數貢の局と設け教官と驗査し郡内諸學校の事務と掌とらむる處也

大學校中學校も亦た夫相應ニ州より扶助と受く

るなり但ト之が為ニ別ニ積金を備ゆる州も有り又州庫より別段之を手當と為毛も有り

第二十三章 堀割並ニ鐵道の事

民其職業ニ勉勵されば夫ニ應じて相當の報を得て其望を失ニシム其人異なるといへとも其勞同一られハ其得る死を亦た同トうるやんやう工夫と致ることは是れ亦た政治の大主義と達するは就て少くべからざる一事なり若し之を顧みんば此州の民彼の州の民と其利得と同ふることを得を又た一州内ニても其人民皆を悉く其利得と

同ふとることの出来ぬものなり其へ遠く市場と離れて住むゝ舟路と往還と遠き住居の人へ其道邊に住む者より比をきき其勞の同一といへとも其得る所を甚ざ異なり是既賣るゝも買ふも運送の費用多けをきなり州内彼此の商法と容易くせん為よ往還堀割等の次ぐべうらざるゝ此故にれば此為よ何よりも堀割の舟路と第一肝要のみにて之れを施すこととと得べき土地をすば必らん之を作ると良とし堀割の時とて組合會社よて造ることもされど箇様な大工作の事業へ州廳よて造り而

て州廳の所有品となをと常と堀割と造るゝ入用の金と集ひるゝ隨分立法局より人民の所有品の總運上と掘りれば掘られぬともきと未だ其當然の理と尽をとせ也其故に此工作を仕揚る迄の時日の中より此のとた莫大的の金と人民より出しきぬを極めて不便なる上より其難波云ふ計も乍ら是れ一つより州内何れの人民も其出銀の同様に掘りたれとも其地堀割の所と離るゝの遠近よ隨て其利益を蒙るゝ極めて同一うちを且つ毫も其益を見ざるものもいるべし是れ其二つな

り是故より州廳にて簡単なる大工業を企つるより法令上通例積金の一條と定め置けり其積金の利分を以て此工業の費用を當つるなり此積金は立法局より之れが為より許さる地面上所有品並み金子より成る我ガ西方某の州よりハ皆在此のことくよりて積金と稱らる此積金は大政府の立法院より其州内に於ける大政府の公田と恵み与へた乍去此積金位にてハ其費用の一部分より足るのみにて此のことより大業を仕揚ぐる所を付も足れりといふべからざ且つ州よりきて此積金と稱ゆる

土地面の類と取扱せざる處も之れあるが故より其州廳にて長き年限の間外より金を借り其返済へ掘割積金の利分と其掘割通船の運上より拂ふをり若一之よても其返済より不足なるときへ始めて用金運上と掛け其不足を補ふことと法とあるナリ其金を借る事務へ州廳にて之と扱ひ別々其掛りは入りて之と掌どり其金と出を者より某の時限より約束の割にて利足と附け金子返済いとくづき約定の州廳の證書効手と渡を但し利足の分ハ通例半年定期拂ふナリ此効手ハ千ドル又ハ

其以下の高毎に一枚宛とて幾枚も持つて之を賣捌くなり此のとく證書切手と賣捌きて借り出そ州廳の借金と州の元手と称せんと此切手と賣捌みて其金と州の工業と興を元手とせられべより此切手も鉄道其他組合事業の會社より出そ元銀證書と同く彼是遺取通用の出来るものにて金銀約定切手のとく互よ賣買をもとと得て商法向より用なる一品となる板貸さんと思ふ大金と貯へきる者ハ之と買取り州廳と目して大丈夫なる借主とぞ蓋ソ此切手の金と返済をもよ不足をも

なりとも其立法局又ハ運上用金と戻りても金子と才覚せる權力は絶べなり此のとくにて種々の事業の為よ借金と致をと諸州多くい然り儲又右此功手と賣買をもとのハ只我々國中の金持のみをも遠く歐羅巴の人達も我ガ功手と死持賣買をも者多しといふ

堀割積金と取扱ひ堀割の事務と監督をも等の皆矣夫々の役人よりて之を司ども又た別々堀割運上役と称する役人らが堀割の川筋よ傍ふて何程う定まりの間と隔てゝ居り堀割通船の運上と取

立つ此運上へ其壠割と通行せる船の主より拂ふ
なり「ニユーヨーク」「ベンシルバニア」「オハヨ」其外西
方の州にては實は莫大の壠割と設けたり故に此
等の州にては其為に切手と以て大借財と為した
れとも爾後壠割にて上る時の利益の元の費用を
償ふて尚多分の餘りなりといふ。
鉄道の素より國家一統の鴻益と為し勿論なれ
ども是ハ壠割のことく州廳にて作るべし國家の
事業より得らるべからん是れ其為か組合ふたる會
社ありて建築する者をねぎり今ま其組合の法

則の欠くべからざれ以を説く人夫れ鐵道の人
々の私田とも貫ぬき過る者なり今ま鐵道と造ら
んとて人の私田と取上るへ嘗て法令の許る所
よろどんと能へむ去りとて世上一般の鴻益の
る工業よりさむき法令といふとも之と取上る
權へ至るをす又假令世上一般の鴻益とあると
よもせざ之と取上くれば夫き丈の償いと持主へ
拂へざると得を各州の國律云へることより國
民私有の品へ相當の償ひをとんば公用の為とて
取上くることなしと故に新あく企つるところの

鐵道と立法局より世上の利益となるべく察る
ときの民の私田と買上る爲に其鐵道と建築する
權力ある組合會社の法則と定む私田の價の法令
中定むる所の仕方にて取極ひテ 鐵道の事務と
取扱ふ方も亦法令中より取定め置くなり會社入
用の元手總金高の組合の法則中より記し載せて左
の法と以て之を集むるを先づ其總高と幾口よ
も分ち一口と百ドル又ハ百ドル以下何程究と
儲鐵道と金と出でて會社をもんと欲する人毎は
幾口よても各取らんと思ふ夫と受け持ち總高不

残賣功れて其金子全く集り而して後其會社一紛
よて始めて鐵道建築より用意を之と買取り
て會社に入りたる者と元手方と称し其中より法
則中より定めたる夫の人数と撰み出でて會社世話
役とし其世話役の内より一人の頭取と立を之と
買取る者へ搾りの役人にて調印したる一口一枚
宛の證書と受け取るなり其人若し會社へ出た
る金と外の事は用ひんと欲を遣せ之と他人へ賣
りて其證書と譲るなり此のこととくもして證書を
賣買すること金銀約定功手よ於けるがこと此

元手旅人と荷物の運送にて受け取りたる金より
取返を定めりて其金の内往返と修覆の雜費を
拂ふて其餘りの分と半年毎に元手方中へ分配を
之と元手配當銀と名く鐵路の都合より其所得
極めて大にして之より加リ居る者の莫大の利潤と
なることありて證書賣買の相場元價よりも大に
沸騰するよ至る「ニユーヨークアヒラガルフアイア
等のことを商法の大都會よ於てハ州廳の元手切
手鐵道為替等の元手證書の賣買を以て金漏家連
中の一大正當の商法と云

第二十四章 為替並み受貲會社の事

為替座ハ伊太利よて初めて取行ひ一ものよて昔
時猶太人茲よ集り凳子よ倚りて金銀と貸し又た
金と預りて手形と取替ることを行ふたり為替座
と英語「バンク」といふを元と伊太利よて凳子の
とを「バンク」といふより起りてより其初りての為
替座ハ唯だ人々用心の為め金銀と預りるのとの
所を「バンク」由来れども方今の為替座といふは唯た
預りる斗のことよも非多合衆國の為替座ハ法令
によらずぞして私よ設ケたる者ハ一も全く皆無立

法局の法則にて組合ふたる會社よりて其元銀へ
鐵道會社よりけるがじとく持口と賣り證書と出
して集むるなり其元手方より自ら世話役十三人
と撰み出一世話役より其中より一人の頭取と撰
立一頭取と世話役にて一人の金拭りと書記役數
人と撰らひ多々凡そ商法流行の土地より居る商人
等へ用心の為め其儲けたる金と為替會社へ預け
置きて入用のとき金子受取の書附と認めて會
社へ贈り之と取り出をより此書附と英語よ「チエ
ツキ」といふ金子受出一證書の意なり唯を一度り

ミク又へ邂逅アモニよ金と預けて又直アモニよ之と受取らん
と思ふ者へ通常金拭りより金子預りの證書を
渡し其證書よへ預け主の姓名預けたる金高並よ
其人の差額アラタツよ隨アラタツふて其丈の高と渡し一と趣きと
記も又隨分長く預け置きて後其金と受け出をと
きハ為替座より其利分と附けて渡をべ然一其
割合へ法令よ定むる所より少なると常とて此金
子預りの證書も約定効手其外通用効手類のとく
互よ賣買讓渡等勝手アラタツと見よ第六十章又屢々金
子の代品として之と遠方へ送るとおもひ然らる

これへ其處の為替座へ此證書を持参し少分の切
賃みて之と金子も替わるとと得べ。諸為替會社
の本職ハ商人等の為めよ金子と遠方より送るよ在
り假令ベニユーヨークの甲某アイラデルフィアの
乙某へ金子千ドル送りたく思ふと以ハ其金を「ニ
ューヨーク」の為替會社へ納ム其代とてアイラ
デルフィアの為替會社名當よて乙某へ金子千ドル
渡セバトとの手形と受け取り飛脚船よて之れを
乙某へ送る乙某之と其地の為替座へ差出。金子
と受け取る而一て其為替座ハ此高と「ニユーヨー

ク」の為替座へ貸ともるなり此手形と英語よダラ
フト」といふ為替座為替手形のとより商法の事と
心得ざる人殊々幼年の者よハアイラデルフィア
の為替座ハ其高大貰いたる斗よて金子の遣取を
く如何よ一て其金子と取返をバキや定めて合点
印のねるるべ一蓋、其兩都會互の商法向よて諸
商人各其為替座と以て双方互よ金子の取引とを
ろこと日夜間断ちることなく之よ由て兩處の為
替座も自ら金子の出納暫くも止む時をと以て
互よ之と差引をもとと得るなり此のとくまで

其會社の小雜費の外を別に費もなく其外路上の盜難災難等の患もなく年々兩都會の間より金子を遣取をもと百万金を以て數々アリ為替會社にて亦よく金と貸すとももするなり借うる人思ふ者へ欲する丈の金高の證書と認え自ら調印一人又の數人の受人裏書して之と差出せし金拭り願ひの金高より返済の日限までの利分を引て之を渡き之と證書の高と引落まと称す
為替座金切手といふ者あり都て金子と同様又通用すと是の何時よりも持參の者一某の金高を拂ふ取極め今後バナリ此金子と拂ふと金功夫引替と称す金切手不殘の引替出来ざるやうなれたらどきい為替會社分散とと称し會社分散するをきの別に救ひ道之あるよけんと金功夫手持の人へ多く損亡せ、多くあり州よりては一々元手方の私有品と取揚賣拂て金功夫引替と致さざり以て其損亡の償ふをも

ベーリの約定にて頭取と金拭りにて調印したる一枚宛の切手にて酒屋切手算子屋切手抹と趣と同ふして其用と異ふて其通行現金と異なりと云ふ所以ハ何時までも為替座みて金子と拂ふ取極め今後バナリ此金子と拂ふと金功夫引替と称す金切手不殘の引替出来ざるやうなれたらどきい為替會社分散とと称し會社分散するをきの別に救ひ道之あるよけんと金功夫手持の人へ多く損亡せ、多くあり州よりては一々元手方の私有品と取揚賣拂て金功夫引替と致さざり以て其損亡の償ふをも

此と赤と諸州一統の法といひをうねをも
茲より自由為替座といふ一流の為替の立て方あり
近來此立方と採り用ゆる州往々之にり之と自由
為替と名くる所以別に一箇一箇の法則あるを
なく一の通則ありて此通則より隨ひきとれば誰
よても又何れの仲間より為替座と設りて為替
の事務と施してよとをも故なり故よ亦之と
通則の為替法とも名く此通則より為替と始めん
と思ふ者ハ州の掛り役へ切手引替の引當と納
欠置き切手と出とも其引當の高より過ると許さず

此引替の引當ハ懸うる州の元手功手の合衆國
の元手切手より成るゝ又ハ此等の元手と地面と
を以て備へんと要も若一其為替座分散もると
きハ州廳より引當と一て預り置きたる地面元手等
と賣拂ひ其金子と以て切手の引替と致まなり蓋
一此法ハ世間の為より一紗より都合よ仕組まる
べーと思ふ

受負會社も亦た法令と以て設り立つる者にて
其事務ハ大事の損亡を受負する在り其受負と
頼まんと思ふ品の金高百分の何程といふ僅うの

金子と兼て會社へ納め置ければ若一火事にて其品
と亡ふとあらうとも直ちに會社より其品の金高と償
さんとの約定と致を至り其外海船受負の會社あ
り又た人命受負の會社は是へ其受負を受けた
る人若一死むるとあれば其家族又ハ其受負切
手中よ書き載せせる人へ何程か約束の金高と渡
きづけるとの約定と爲毛なり都て受負と受けんが
爲毛兼て會社へ納むる金と受負債と名く受負會
社の元手方へ損亡償の爲毛出一たる金高よりも
受負債として納まつたる高ク余計をきべ其余計

の分と其利得ともなるより假令ベ會社より二千枚
の受負切手と出一其受負ふたる品の金高一枚毎
ハ中等千ドル宛とをもとほひ其不殘損亡の償ひ
二百万ドルとなる今其受負債と一步百分とをも
とをいへ受負債として受取りたる總高二万ドル左
り故よ若一其受負年限の間ニ二千の人家一軒より
火事類焼之をきと落キ二万ドルハ全の利得とな
り若一其間ヨ其内十軒類焼をもとてヨ尚一万
ドルの利得なり若一二十軒とも類焼せば利得ハ
更ニ之をく一して却て會社諸雜費夫の損亡よ至る

なり但一此のこととくにて数年の間受負品損亡の數と其金高とと會計して其中等と取り元手方其元銀より相應の利分と得らるゝやうより受負貨の歩割と取り定むると得をなすり其歩割ハ品物由て同トのらば火事より又易者へ火事遠き品よりも其歩割自ら高一とモ會社の利得ハ半年毎又ハ一年毎各其出一高より應一と元手方一統へ配當モ所謂る會社の配當銀なり

又た受負會社よ一種異様の者なり是ハ右のことく會社と結びて他人の品と受負ふ者より得るを

一て其名と社中受負會社と称を蓋一同社中互に相ひ受負ひらふ者よりて相共よ其所有品の價ひと定め其價ひの分割銀を出一と之と積金と一同社中火事よ逢ふ者らば之よりて其品の價と償ひ若一其積金尽きるとモ人々其始より受負と請ふたる元高より應一と用金と出一再び積金と備ゆるなり

第二十五章 民兵の事

トモシテ外寇と禦ぐハ各其政府の任より故ニ國民の内能く軍事の堪ゆべき者ハ皆を悉く之と

兵籍より上せ年々某の日數を定めて會合し軍事の演習調練を行ひ以て他日の變より供へて能く其戰鬪堪能しむ此のとく兵籍より上せたる兵隊と民兵と称を組し民兵とい總名よりして分けて之といへば歩兵騎兵炮兵なり歩兵とへ歩みて戦争する兵といひ騎兵とい馬上にて戦ふ兵よりて炮兵大炮其他重き兵器と取扱山兵なり民兵へ唯た他日の變より供へて外寇より備ゆる為のみならず州内の民兵或へ其一部分と以て其州の施政と保護一揆犯逆と鎮壓する為より用ゐるなり

一揆との政府より抗りて其施政と妨げんとする黨といふ犯逆も畧之と同一といへとも犯逆の方へ現在の政府と覆して別は一政府と興さんとする企てなり政と施して其通行と守護するハ施政局の任なると以て國律中既より奉行として之が為よ十分の兵力と興とへと權力を持たしむ合衆全國中白色人種よりて十八歳より四十五歳の身體壯健なる人民ハ皆を其住居する州中の軍役と務むべき者こそ但し其州法と合衆全國の法にて軍役外の人と定められたる者ハ格外をすれど州法にて軍

役と免るを者ハ法教よ從事する人某の年數間民
兵の上等士官と務めたる者常備兵よりて某の
年限を努めたる者消火の隊よ列をる者某官員の
職、よ在る者等是より州よりて大中小の學校よ
在る教官生徒も皆を軍役と免るなり其余尚有
る合衆全國の法令よて免る者ハ副統領並よ
大政府の施政屬吏裁判諸役立法院諸役輩港運上
所役輩、並よ其書記官飛脚座役輩宿驛御者海道筋
渡守水先並よ舟子等より州内の民兵と紛括し
之ヲ元帥たるへ各其奉行より是れ諸州の國律よ

定め置く所あり合衆全國の海陸軍と紛括一事よ
臨之諸州の民兵と呼出一て之と紛御一以て其大
元帥となる者ハ全國の國律よ於て時の大統領と
定む既よ前よも論トたるとく一州の兵ハ悉く奉
行の支配よ任せせて以て其政府と四民と保護をる
者矣れば全國の兵權と握て全國の政と施一外寇
を禦き敵國と征する者ハ大統領よゆゑを一誰
を是れ大統領と奉行との軍役と免る、官員の中
よ入らざる所以なり

既よ兵籍よ入りて居なづ演習と嫌て出勤せざ

るゝ法通りの裝束と着をして出づる者ハ軍事裁判所より於て糺問と攝くるなり軍事裁判局ハ通例兵官三人より成り或ハ其州法よりて命下たら他の役輩三人より成る又た時よりてハ其数三人より多きともあり其人若く糺問の席よりて誤失の申訟立ざるときへ法通りの罰金と納めしむ奉行よ次ひて民兵士官の最上なる者ハ軍監頭取是なり是ハ上等士官不殘の名列帳と死持一各其奉命の月日其位階等級其住死並よ其屬もろ死ハ何きのコールなりや何れの「チビシユ」なりや何の

アリグードなりや又何の「レデメント」なりの細註一元帥本部よりの諸令と各位のチビシユに一布告一元帥民兵隊検査のときハ其死へ出張一州法よりて設けたる鍊兵の制度を實地よ施し行ふよ附て元帥の令第レバ尽く之より順從奉行をもるをり茲より又た州よりてハ一人の兵備頭取と置くもあり是ハ武庫火薬倉等と管轄を武庫とい大炮小銃火薬彈丸等の物と貯へ置き何時よても取用しらるゝやう致し置くなり世よ兵ハ凶器よりと思ふて軍役を務むるを存意

正月
二月
三月
四月
五月
六月
七月
八月
九月
十月
十一月
十二月

よ當らをとどまるものあり蓋一人の存意と枉げを
諸他の通義と保護するに我が共和政治の大主眼
なると以て諸州の國律中武器を用ひるを嫌ふも
のへ軍役の代として年々若干の金と拂へば之と
免をづとの一条と定め置けり然し其金と拂へ
むることうちして既に已ほ人の存意と届くる
より乍らをやと疑へば疑ふべく且つ自ら軍役と
為長も軍役の代と拂ふも義理人情乎於てハ均
く未だ凶暴たると免れ候をと思ふ者も實は多
州よりてハ法教の道より従事する者へ皆を軍役

金と出さむにて之を免る、處もありニユーヨーク
オハヨの二州より在てハ大平無事の時より民兵と演
習をるとハ絶てなく常備兵よりる者ハ尤より別
段とて外より軍役より者ハ皆を悉く民兵
の籍中より納められをれども演習の役を務むるよりハ
決してなく其代りより年々少分の運上と取めしむ
此運上ニユーヨークにてハ半ドルオハヨにてハ
半ドルと出そり又ハ一日の路普請役を務む民兵の
演習検査を廢する法ハ實より有益の事と思ふ今ま
其一二の理と舉て云ひ第一民兵と云ふ者ハ調

鍊と以て真の鍊熟なるといふとへ赴も出來ぬなり
 第二に此のとて不用の調鍊と時日金銀兵器費東
 を費一之が為よ難渋とするもの多一第三に何
 事も用意と齊へる時間なき程急劇よ大民兵と興
 して戦鬪を始じべきとへ先づ之らるべからずれ
 なり預め他日不測の變は供へんよつ右の二州の
 よく平日心と合せて鍊熟一居る郷勇の隊と國家
 の常備兵よて十分の事と察せらる令まや耶穌教
 化の文明列國よ於てハ戦鬪を以て兩國の争論と
 決まる風ハ漸くよ一少なくありたり實よ一大